

財務省告示第二百三十九号

国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵省令第三十号）第五条第十一项の規定に基づき、平成十八年五月三十日に発行した利付国債の発行条件等を次のとおり告示する。

平成十八年六月九日

財務大臣 谷垣 禎一

一 名称及び記号 利付国庫債券（変動・十五年）（第四十回）

二 発行の根拠の法律及びその条項 財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第四条第一項、平成十八年度における財政運営のため八年度の発行の特例等に関するの公債の発行の特例等に関する法律（平成十八年法律第十一号）

三 振替法の適用等 第二条第一項及び財政融資資金特別会計法（昭和二十六年法律第一百一号）第十一条第一項並びに国債整理基金特別会計法（明治三十九年法律第六号）第五条第一項 社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）以下「振替法」という。の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。

四 発行方法 札（以下「価格競争入札」という。）による発行（以下「価格競争入札発行」という。）及び価格競争入札と同時に行われる入札であつて、財務大臣が各限度額場特別参加者ごとに応募限度額

十二イ

行利率
初利率

ロ

第二期以後の利率

十三

経過利息の払込み

年一・五七パーセントへ一・九
 七パーセント・四〇パーセント
 ント）各利払期における利
 年当たり、各利払期における利
 子計算期間開始日前に行われ
 た、発行から償還までの期間が
 九年五か月超の十年利付国債の
 直近における入札の結果に基づ
 き算出された複利回りへ以下
 「基準金利」という。から、〇.
 四〇パーセントを控除した率。
 ただし、控除した率が〇パーセ
 ントを下回るときは、その率は
 〇パーセントとする。
 〇）募入決定の通知を受けた者
 は、払込金額に加え、次の算
 式により算出した金額を第二
 十号に規定する期日に払い込
 むものとする。

$$\frac{\text{額面金額の総額} \times \frac{1.57}{100} \times \frac{10}{365}}$$

(二) 発行時において、その利子に
 係る所得税が源泉徴収されるに
 ものとして振替口座簿中の口
 座に記載又は記録されるもの
 について、前記(一)の算式によ
 り算出した金額から当該金額
 に百分の二十を乗じた金額
 へただし、当該国債を発行時

十四 初期利子

に おい て 取 得 す る 者 が 非 居 住
者 又 は 外 国 法 人 で あ る 場 合 に
は 、 前 記 (一) の 算 式 に よ り 算 出 し
た 金 額 に 当 該 非 居 住 者 又 は 外
国 法 人 が 適 用 を 受 け る 所 得 税
の 税 率 を 乗 じ た 金 額 を 控 除
す る こ と が で き る 。

平 成 十 八 年 十 一 月 二 十 日 を 支 払
期 と し 、 次 の 算 式 に よ り 算 出 し
た 金 額 を 支 払 う 。 た だ し 、 支 払
期 が 銀 行 休 業 日 に 当 た る と き
は 、 そ の 翌 営 業 日 に 支 払 う (以
下 、 次 号 及 び 第 十 六 号 に お い て
規 定 す る 期 日 に つ い て 同 じ) 。

$$\frac{\text{額面金額} \times 1.57}{100} \times \frac{1}{2}$$

十五 第二期以後の利子

毎 年 五 月 二 十 日 及 び 十 一 月 二 十
日 を 支 払 期 と し 、 各 支 払 期 に お
い て 、 そ の 日 以 前 六 月 間 に 属 す
る 利 子 と し て 、 次 の 算 式 に よ り
算 出 し た 金 額 を 支 払 う 。

$$\frac{\text{額面金額} \times \text{基準金利} \cdot 0.40}{100} \times \frac{1}{2}$$

十六 償還金 償還金 元利金 支払額
平 成 十 三 年 五 月 二 十 日
額 面 金 額 百 円 に つ き 百 円
日 本 銀 行

十七 償還金 元利金 支払額
財 務 大 臣 か ら 通 知 を 受 け た 者

十八 償還金 元利金 支払額
平 成 十 八 年 五 月 三 十 日